

# いじめ防止基本方針



秋田市立浜田小学校

# 秋田市立浜田小学校いじめ防止基本方針

## I 基本的な方向性

### 1 目的

本校におけるいじめ防止に係る基本理念と施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して学校生活を送り、心の通う人間関係が構築できる環境をつくることを目的とする。

### 2 基本理念

いじめの防止等の対応は、次のことを目指して行う。

- ◆子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組む。
- ◆いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
- ◆学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

### 3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 4 いじめの理解

いじめ防止等の対応のため、次のようにいじめを理解する。

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

□人は、それぞれ違うことから、好き嫌いや自分の意に沿わないことが起こるものである。それを自分でどのように認め、どのように表現し、どのように解決していくかを学ぶのが学校である。だから、我々教職員は、その好き嫌いや自分の意に沿わないことがあるからといって、いじめにつながる行為をしてはならないことや、そのような行為をしてしまった場合は、素直に反省し、謝罪するとともに、次に同じような間違いをしないよう指導していく必要がある。

## 5 いじめの解消

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察する。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## Ⅱ 基本的な考え方

### 1 組織的対応

いじめの早期発見、解決のためのより正しい対応ができ、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するためにいじめ対策委員会を設置する。

#### ① いじめ対策委員会

委員

◎教頭、校長、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議会委員、(定期階催時)、スクールカウンセラー

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめに係る情報があった際の緊急会議の実施

- ・いじめの情報の報告と対応
- ・関係する子どもへの事実関係の聴取・精査
- ・指導や支援の体制の構築
- ・対応方針の決定

○取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・計画どおりに進んでいるかのチェック
- ・対処がうまくいかなかった事案の検証
- ・必要に応じた計画の見直し

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していく。

## 2 いじめの未然防止

- ◆学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ◆子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進する。
- ◆子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりをとおした児童生徒理解に努める。
- ◆いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会等における子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

## 3 いじめの早期発見

- ◆子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係づくりに努める。
- ◆教職員、保護者、地域が連携し、子どものささいな変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制づくりを推進する。
- ◆ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- ◆いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行う。
  - ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
  - ・好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
  - ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
  - ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合
- ◆早期発見のため、次のような手立てを講じる。
  - ・複数の教職員による観察
  - ・学校生活アンケートの実施（年3回）
  - ・個別面談の実施
  - ・相談窓口、相談機関の周知
  - ・ぬくもり委員会での情報共有

#### 4 いじめへの対応

- ◆ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。  
※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。
- ◆ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する。
- ◆ いじめ対策委員会による対応方針および役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行う。
- ◆ 教育委員会への報告および協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応する。
- ◆ いじめを認知した際には、いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し了承を得た上で対応にあたるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図る。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ◆ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察する。
- ◆ いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促す。
- ◆ いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図る。

#### 5 家庭や地域との連携

- ◆ 「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報提供する。
- ◆ P T Aや学校運営協議会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る。

- ・子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
- ・いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
- ・家庭においても、子どもといじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

### Ⅲ 具体的な取組

#### 1 いじめ防止等に関する取組

##### ①いじめの未然防止

- ・いじめ防止に係る基本方針や取組等について全教職員の共通理解を図るための校内研修の実施（月1回）
- ・互いに心が通い合う学級づくり、集団づくりの推進
- ・学校全体、家庭・地域と連携して規範意識をはぐくむ道德教育の充実
- ・いじめ問題について考え、議論するなど、道德の時間、学級活動、児童会活動等をとおした「子ども主体のいじめ防止の取組」の推進
- ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ対策委員会の存在、取組の周知
- ・人間関係を築く体験活動の充実
- ・生徒指導の三つのポイント（共感的な人間関係、自己存在感、自己決定）を生かした授業づくり
- ・日常的な関わりをとおした児童理解
- ・特に配慮が必要な子ども（発達障害や大きな災害により避難した子ども）への特性や心情に配慮した適切な支援の充実
- ・情報モラル指導の充実

##### ②いじめの早期発見

- ・複数の教職員による観察
- ・学校生活アンケートの実施
- ・二者面談の実施
- ・子どもや保護者が安心して相談できる窓口（教頭、生徒指導主事等）の周知
- ・情報の共有と迅速な対応

##### ③いじめへの組織的対応

- ・いじめ対策委員会による対応策の検討と役割分担の明確化
- ・迅速で的確な実態把握（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どの程度）
- ・いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添った丁寧な対応
- ・いじめた子どもの成長を促す指導と支援
- ・広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、調整
- ・保護者の理解と協力
- ・対応の記録の蓄積および学校間、学年間での情報の引継ぎ

④いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」およびいじめ対策委員会の存在、取組の周知の徹底
- ・学年だより等による情報発信
- ・学年・学級PTAによる説明・協議
- ・講演会等の実施
- ・ホームページによる情報提供
- ・相談窓口、相談機関の周知

⑤PDCAサイクルによる取組の検証

- ・保護者や子どもに対する生活アンケートの実施と活用
- ・教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用
- ・いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施と活用

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と調査

①学校は教育委員会に重大事態の発生を報告しなければならない。

ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

※子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

②教育委員会または学校による調査

- ・重大事態が発生した際には、教育委員会が調査の主体を判断する。
- ・教育委員会が調査する場合は「秋田市いじめ対策委員会」を、学校が調査する場合は浜田小学校いじめ対策委員会を活用する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③第三者機関としての「秋田市いじめ対策委員会」による調査

- ・教育委員会および学校は、「秋田市いじめ対策委員会」に協力する必要がある。

④調査結果の提供および報告

- ・主体となった調査組織は、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、対応方針について共通理解を図る。

※調査結果の公表については、いじめを受けた子どもおよびその保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

- ・教育委員会および学校は、調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

#### Ⅳ 年間計画

保護者や子どもに対する生活アンケートを実施・活用するとともに、随時面談を実施する。また、学校評価においては、いじめ防止について目標を設定し、いじめ防止等の取組について達成状況を評価し、次の計画に生かす。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	委員会等
4月	子どもを語る会①						各学年からの報告(定例職員会議後)
5月	Q-Uアンケート・個別面談(5年生)						
6月							いじめ対策委員会(定期開催)
7月	生活アンケート①・個別面談(児童全員)						生活アンケート分析
	保護者面談(全員)						
8月	校内研修(いじめ防止に関わる研修)						※いじめ対策委員会は必要に応じて随時開催する。
9月							
10月							
11月	生活アンケート②・個別面談(児童全員)						生活アンケート分析
12月	保護者面談(希望者)						
1月	生活アンケート③・個別面談(児童全員)						生活アンケート分析
2月							いじめ対策委員会(定期開催)
3月	子どもを語る会②						

本校では、以下のような縦割り異学年交流活動を通して子ども同士の絆づくりに取り組んでいる。子どもの居場所をつくり、全職員が副担任の意識を持って、いじめ防止に取り組んでいる。

- ・ 1年生を迎える会(4月)
- ・ 運動会(5月)
- ・ サンドアート&スイカ割り(7月)
- ・ なわとび集会(2月)
- ・ 6年生を送る会(3月)
- ・ 全校花壇活動(4~10月)
- ・ 浜清掃(6月)
- ・ 浜田っ子クリスマス(12月)
- ・ 浜田っ子もちつき(2月)